

公害関係法令事務マニュアル
大気汚染防止法届出の手引き
(特定粉じん(石綿)排出等作業編)

令和3年3月
(令和3年4月1日施行部分 改正法対応版)

宮 城 県

目 次

はじめに	2
1 定義	2
2 特定粉じん排出等作業に係る基準について（施行規則第 16 条の 4, 別表第 7）	3
3 特定粉じん排出等作業の実施の届出について（法第 18 条の 17）	6
4 解体等工事に係る調査及び説明等について（法第 18 条の 15）	6
5 罰則（抜粋）	7
6 届出書の提出先・提出方法	8
7 届出書記載例	9

はじめに

この手引きは、仙台市以外の宮城県内で大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」といいます。）に基づく特定粉じん排出等作業を行おうとしている事業者の方を対象としています。本資料を参考にしていただき、法律をよくご理解いただいて作業を行うようにしてください。

仙台市内で同様の作業を行う場合には、仙台市環境局環境部環境対策課（電話 022-214-8222）へご相談ください。

1 定義

(1) 特定粉じん（法第2条第8項）

「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものをいいます。現在は「石綿」のみが対象です。

(2) 特定粉じん排出等作業（法第2条第11項）

「特定粉じん排出作業」とは、「特定建築材料」が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」といいます。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるものをいいます。

(3) 特定工事（法第2条第12項）

「特定工事」とは、特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。

(4) 特定建築材料（施行令第3条の3）

「特定建築材料」とは、吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるものをいいます。

参考 『石綿を含有する』ものとは、①建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの、又は②石綿の重量が当該建築材料の質量の0.1%を超えるものをいいます。（令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号）

（特定建築材料に該当する建築材料の例）

区分	建築材料の具体例
吹付け石綿	①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール（乾式）、③湿式石綿吹付け材（石綿含有吹付けロックウール（湿式））、④石綿含有吹付けバーミキュライト、⑤石綿含有吹付けパーライト
石綿含有保温材等	【石綿含有耐火被覆材】①耐火被覆板、②けい酸カルシウム板第2種 【石綿含有断熱材】①屋根用折板裏石綿断熱材、②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】①石綿保温材、②けいそう土保温材 等
石綿含有成形版等	①外壁・軒天：スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種 ②屋根：スレート波板、住宅屋根用化粧スレート ③内壁・天井：スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板、けい酸カルシウム板第1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④床：ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材 ⑤煙突：セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン ⑥その他：セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン
石綿含有仕上塗材	①建築用仕上塗材（吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトは除く） ②建築用下地調整塗材 ※石綿含有成形版等の作業基準が適用

○参考

建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（2021.3）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

アスベスト含有建材データベース（国土交通省、経済産業省）

<http://www.asbestos-database.jp/>

2 特定粉じん排出等作業に係る基準について（施行規則第16条の4、別表第7）

作業基準が以下のとおり定められています。

第十六条の四 石綿に係る法第十八条の十四の作業基準は、次のとおりとする。

一 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行ふこと。

- イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ロ 特定工事の場所
- ハ 特定粉じん排出等作業の種類
- ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ヘ 特定粉じん排出等作業の方法
- ト 第十条の四第二項各号に掲げる事項

二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

- イ 長さ四十二・〇センチメートル、幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上であること。
- ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(1) 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、法第十八条の十七第一項又は第二項の届出年月日及び届出先

(3) 第十条の四第二項第三号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項

三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（別表第七の一の項中欄に掲げる作業並びに六の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の一の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。

四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

六 前各号に定めるもののほか、別表第七の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

注）ここでいう中欄は下表の左から2列目、下欄は3列目を指します。

【別表第七】

一 特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none">イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たつては、作業場の出入口に前室を設置すること。ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用的する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料
--	---

		<p>の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
二	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
三	特定粉じん排出等作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
四	特定粉じん排出等作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（2） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
五	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

六	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p> <p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>
---	---

参考：掲示の例（建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルから）

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業(届出対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。

石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。

事業場の名称:○○○○解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京○○道・府・県 ○○市○○区	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○○-○
看板表示日	○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
解体等工事期間 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	調査方法の概要(調査箇所) 【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~4階) ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)	住所 東京都○○区○○-○
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠) 【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし) エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1~4階 トイレ内PS 保温材③ 1~4階 床:ビニール床タイル③、天井:フレキシブルボード④ ⑤ その他の建材④⑤		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-×××-×××× ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 ●除却・囲い込み・封じ込め・その他		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所	
機種・型式・設置数	・機種:集じん・排気装置・型式:○○○-2000・設置数:○台	事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○	
排気能力(m³/min)	○○m³/min(1時間あたりの換気回数4回以上)	分析を実施した者 (2)○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○	
使用するフィルタの種類及びその 集じん効率(%)	HEPAフィルタ・補修効率:99.97%・粒子径:0.3 μm	その他事項	
使用する資材及びその種類	・潤滑用薬液:○○○○・固化用薬液:○○○○ ・隔離用シート(厚さ:床○mm、その他○mm)・接着テープ等	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下での判断根拠を表す	
その他の石綿(特定粉じん)の 排出又は飛散の抑制方法	(例)吹付け層に薬液を含浸する等により表面層を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} (例)板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	
備考:その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)			

注1)工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2)封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

3 解体等工事に係る調査、説明等の実施及び記録の保存について（法第18条の15、第18条の23）

解体等工事（建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事）の発注者から直接解体等工事を請け負った元請業者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かの調査を実施し、その結果及び届出事項を発注者に書面で説明しなければなりません。また、この調査に関する記録を作成し、当該記録及び説明した書面の写しを保存しなければなりません。

さらに、特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存する必要があります。

4 特定粉じん排出等作業の実施の届出について（法第18条の17）

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、または飛散させる原因となる特定建築材料（政令第10条の2で定めるもの。吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）に係る特定粉じん排出等作業を伴うものの発注者は、特定粉じん排出等作業開始日※の14日前までに届け出なければなりません。

※ 特定粉じん排出等作業開始の日とは、除去等に係る一連の作業の開始日です。

(除去等に係る一連の作業の例)

- ・除去に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業
- ・特定建築材料を囲い込み又は封じ込める作業

また、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、速やかに届け出してください。

なお、届出書を審査し、特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認められるときは、受理日から14日以内に計画変更命令が発せられる場合があります。（法第18条の18）

○届出書類等

(1) 届出書及び添付書類

届出書	添付書類	添付書類の例、代用可能な書類(労働安全衛生法における届出添付書類)
○特定粉じん排出等作業実施届出書 (様式第3の4)	○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況（省令第十の四第2項一）	○解体等工事を行う場所の周囲の状況及び周囲隣接地との関係を示す図面
○特定粉じん排出等作業の方法（別紙）	○特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（省令第十の四第2項二）	○工程表※1 ○工法の概要を示す書面又は図面※1 ○労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面※1 ※1 特定粉じん排出等作業の工程が明示されているもの
	○特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所（省令第十の四第2項三）	様式中に記載のある場合は添付不要
	○下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所（省令第十の四第2項四）	様式中に記載のある場合は添付不要

	○特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図(主要寸法, 特定建築材料の使用箇所を記入) (様式第3の4 備考1)	○建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面※2 ※2: 主要寸法, 吹付け石綿使用箇所が記入されているもの
	○作業場の隔離又は養生の状況, 前室及び掲示板の設置状況を示す見取図(主要寸法, 隔離された作業場の容量(m3), 集じん・排気装置の設置場所, 排気口の位置) (様式別紙 備考4)	○工事用の機械, 設備, 建設物等の位置を示す図面※3 ○労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面※3 ※3: 作業場の主要寸法, 隔離された作業場の容量, 集じん・排気装置の設置場所, 排気口の位置が記入されているもの

備考

- ① 二以上の特定粉じん排出等作業について, 同一の建築物で行われる場合, 又は同一の工場若しくは事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出することができます。(施行規則第13条第4項)
- ② 特定工事が一端中断され, その後再開された場合で中断の前後でその工事内容に変更がないときは, 一連の工事とみなし, 特定粉じん排出等作業の実施の届出を改めて行う必要はありません。(H9.2.12 環大規第31号)

(2) 参考書類

(届出書等の詳細を確認するため, 提出をお願いします。具体的なことは届出先の指導に従って下さい。)

書類	内容
建築物等の概要	構造(鉄骨, 鉄筋, 木造等), 建築年など
事前調査結果 (発注者への説明に用いた資料等)	調査方法・場所, 調査を終了した年月日, 調査結果, 調査した者の氏名・住所, 発注者への説明年月日
石綿含有廃棄物等の処理計画	発生量, 処理方法, 収集運搬業者, 処分先, 保管場所
掲示物の設置例	調査結果, 調査した者の氏名・住所, 調査を終了した年月日, 調査方法, 解体等工事が特定工事に該当する場合は, 特定建築材料の種類が記載できるもの
環境測定計画(実施する場合)	測定箇所, 測定時期, 測定の方法, 測定事業者名
その他(作業内容によって提出)	点検記録票(集じん・排気装置の正常稼働確認, 負圧確認, 集じん・排気装置の排気口における粉じん測定), 集じん・排気装置の排気能力計算結果

5 罰則(抜粋)

大気汚染防止法	内容	違反した場合の罰則
第18条の17 第1項	特定粉じん排出等作業実施の届出	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
第18条の18	計画変更命令	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
第18条の19	特定建築材料の除去等の方法	3月以下の懲役又は30万円以下の罰金

6 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

作業の実施場所を所管する保健所・支所に提出して下さい。

提出先	郵便番号	住所	電話番号 FAX 番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118 0224-53-3131	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022-363-5506 022-367-6930	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜 町, 利府町, 大和町, 大郷町, 富谷 町, 大衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223-22-6295 0223-22-3525	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002 0229-22-9449	栗原市, 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418 0225-94-8982	石巻市, 登米市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226-22-5127 0226-24-4901	気仙沼市, 南三陸町
(参考) 仙台市環境対 策課大気係	980-8671	仙台市青葉区二日町 6-12 MS ビル二日町	022-214-8222 022-214-0580	仙台市

(2) 提出部数

届出書は添付書類も含めて、管轄保健所に正副各 1 部ずつ窓口に提出してください。

(3) 届出者

届出者は発注者です。現場責任者や下請人ではありませんので注意してください。

なお、届出前に上記問い合わせ窓口のほか、労働安全衛生法・石綿障害予防規則に基づく届出等が必要な場合がありますので、作業を実施する前に、実施場所の所在地を管轄する労働基準監督署にも併せて御相談ください。

労働基準 監督署名	郵便番号	所在地・利用時間	電話番号 FAX 番号	管轄区域
仙台労働 基準監督署	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎 8:30~17:15(土日祝休)	TEL 022-299-9071 FAX 022-299-9078	仙台市, 塩釜市, 名取市, 岩沼市, 多 賀城市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 松 島町, 七ヶ浜町, 利府町
石巻労働 基準監督署	986-0832	石巻市泉町 4-1-18 8:30~17:15(土日祝休)	TEL 0225-22-3365 FAX 0225-22-3368	石巻市, 気仙沼市, 東松島市, 女川町, 南三陸町
古川労働 基準監督署	989-6161	大崎市古川駅南 2-9-47 8:30~17:15(土日祝休)	TEL 0229-22-2112 FAX 0229-23-7968	大崎市, 大和町, 大郷町, 大衡村, 加 美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町
大河原労働 基準監督署	989-1246	大河原町字新東 24-25 8:30~17:15(土日祝休)	TEL 0224-53-2154 FAX 0224-53-2188	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 川崎町, 村田町, 大河原町, 柴田町, 丸森町
瀬戸労働 基準監督署	989-4521	栗原市瀬戸下田 50-8 8:30~17:15(土日祝休)	TEL 0228-38-3131 FAX 0228-38-3132	栗原市, 登米市

7 届出書記載例

様式第3の4

特定粉じん排出等作業実施届出書

平成〇〇年△△月□□日

宮城県知事 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

仙台市青葉区本町3-8-1

発注者 氏 名 株式会社宮城〇〇〇

代表取締役 青葉太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます

特 定 工 事 の 場 所	◎◎市◎◎町◎-◎-◎ (特定工事の名称) □□ビル解体に伴うアスベスト除去工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	△△△株式会社 △△市△△町△△-△ 代表取締役 宮城花子 電話番号△△△ - △△△-△△△△		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は5の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業(搔き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの)(5の項を除く) 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 ○ (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和3年4月15日 至 令和3年5月1日	※整理番号	
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	147.5 m ² (別紙参照)		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 736.7 m ² (2階建) その他工作物	
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社×××工業 ××市××町××-×× 宮城工事事務所 所長 ×× ××	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇町〇〇一〇〇 有限会社〇〇〇工業 □□ □□ 電話番号 □□□ - □□□-□□□□	

- 備考 1 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号から第4号までに規定する事項を記載した書類と見なす。
 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除 去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由		
集 じ ん ・ 排 気 装 置	種類・型式・設置数	負圧除じん装置 OOO123型 3台
	排気能力 (m ³ /min)	OO m ³ /min (1時間当たり換気回数 7.3回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	外側フィルター 10 μm + 中間フィルター 5 μm + 内側HEPAフィルター 0.3 μm = 捕集効率 99.97 %
使用する資材及びその種類		・粉じん飛散抑制剤「oooooooooooo」 ・固化剤「oooooo」 ・保護服「oooooo」 ・養生シート(ポリシート t=壁0.10mm・床0.15mm) ・養生テープ(布粘着テープ幅50mm) ・廃棄用ポリ袋
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		HEPAフィルター付負圧除じん装置をセキュリティ区域の入り口から遠い位置に設置し、排気は室外に排出する。また、除去対象の石綿に飛散抑制剤を吹き付け、作業中は石綿濃度を低減するために隨時抑制剤を作業場空間にもミストスプレーする。除去後下地に残った微量の石綿に固化剤を塗布する。

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。